

議案第105号

佐野市火災予防条例及び佐野市火入れに関する条例の改正について
佐野市火災予防条例及び佐野市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和7年12月5日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市火災予防条例及び佐野市火入れに関する条例の一部を改正する条例

(佐野市火災予防条例の一部改正)

第1条 佐野市火災予防条例（平成26年佐野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」に改める。
条の8・第29条の9）」に改める。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(佐野市火入れに関する条例の一部改正)

第2条 佐野市火入れに関する条例（平成17年佐野市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第3条中「すべて」を「全て」に改める。

第6条中「15日」を「7日」に改める。

第12条第1項第1号中「5人」を「10人」に改める。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、「火災警報」の次に「若しくは林野火災に関する注意報」を加え、同条第2項中「とき、」を「場合」に、「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、「火災警報」の次に「若しくは林野火災に関する注意報」を加え、「ときに」を「場合に」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

理 由

林野火災予防の実効性を高めるため、及び所要の規定を整備するため関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第105号参考資料

佐野市火災予防条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| 目次 | 目次 |
| 第1章～第3章 (略) | 第1章～第3章 (略) |
| <u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第29条の2—第29条の7)</u> | <u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第29条の2—第29条の7)</u> |
| 第4章～第7章 (略) | 第4章～第7章 (略) |
| 附則 | 附則 |
| (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) | (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) |
| 第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 | 第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 |
| (1)～(6) (略) | (1)～(6) (略) |
| <u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u> (新設) | <u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u> <u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u> <u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u> |

(新設)

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為

(2)～(6) (略)

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為（たき火を含む。）

(2)～(6) (略)

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

佐野市火入れに関する条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の<u>すべて</u>に該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(許可の対象期間)</p> <p>第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき<u>15日</u>以内とする。</p> <p>(火入従事者)</p> <p>第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。</p> <p>(1) 0.5ヘクタールまでは<u>5人</u>以上</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p> | <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の<u>全て</u>に該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(許可の対象期間)</p> <p>第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき<u>7日</u>以内とする。</p> <p>(火入従事者)</p> <p>第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。</p> <p>(1) 0.5ヘクタールまでは<u>10人</u>以上</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは<u>乾燥注意報</u>が発表され、又は火災警報若しくは林野火災に関する注意報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは<u>乾燥注意報</u>が発表され、若しくは火災警報若しくは林野火災に関する注意報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</p> |